

あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要領

(令和7年5月28日制定)

(目的)

第1条 この要領は、愛知県(以下、「県」という。)が定めるあいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領(以下「実施要領」という。)第18条に基づき、株式会社ツクリエ(以下「補助事業者」という。)が愛知発スタートアップの創出の促進を図るために実施する補助金交付事業に関する必要事項を定め、その業務を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要領(以下「本交付要領」という。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 起業 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法(平成17年法律第86号)第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。なお、起業者とは、株式会社等にあつては代表権を有する者をいう。
- (2) 事業承継 代表者の交代を伴い、既存事業とは別に、異なる新たな事業へ取り組む場合をいう。
- (3) 第二創業 同一法人又は個人が、既存事業とは別に、異なる新たな事業へ取り組む場合をいう。
- (4) 起業支援金 第1号から第3号に係る事業に要する経費の一部を支援するものをいう。
- (5) 伴走支援 事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援のことをいう。

(事業の内容)

第3条 本交付要領により、県内で新たに起業する者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して、起業支援金の交付及び伴走支援を行うことにより、愛知県の産業経済が今後も成長していくために重要な鍵となるイノベーションの創出の重要な担い手となる、愛知発スタートアップの創出を支援する。

(補助対象者、補助対象事業並びに補助金の限度額及び補助率)

第4条 補助対象者、補助対象事業並びに補助金の限度額及び補助率は別記1のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 起業支援金は、前条で規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であつて、別記2に掲げるもののうち、補助事業者の代表者(以下、「補助事業者代表」という。)が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

なお、本補助対象期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の他の

補助金、助成金の交付を受けることはできない。

ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能となる場合がある。（別途確認を要する。）

（補助対象期間）

第6条 起業支援金補助対象事業の補助対象期間は、起業支援金交付決定日以降、2026年1月31日までとする。

（交付申請）

第7条 起業支援金の交付及び伴走支援（以下、「交付」という。）を受けようとする者は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付申請書（様式第1）に係る書類を添えて、補助事業者代表が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 起業支援金の交付を受けようとする者は、前項の申請書において、当該起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第8条 補助事業者代表は、前条の規定により交付を受けようとする者から前条の交付申請書の提出があったときは、原則、補助事業者が形式要件の確認と必要に応じヒアリング等による審査を行った上で、補助事業者代表が別に設置するあいちスタートアップ創業支援事業審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえ、起業支援金を交付すべき事業及び額の決定を行う。

- 2 補助事業者代表は、前項の規定により交付決定をしたときは、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付決定通知書（様式第2-1）により、不交付決定をしたときは、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）審査結果通知書（不交付）（様式第2-2）により、起業支援金の交付を申請した者に速やかに通知するものとする。

- 3 補助事業者代表は、前項の交付決定に際して次の条件を付すものとし、また、必要に応じてその他の条件を付すものとする。

- （1）補助対象者は、実施要領及び本交付要領の規定に従うこと。
- （2）補助対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業変更承認申請書（様式第3）を補助事業者代表に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

イ 補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、次に定める軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より能率的な補助達成目的に資するものと考えられる場合
- ・補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業者代表は、前項の承認をする場合は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業変更承認通知書（様式第3-2）により通知するものとする。

(4) 補助対象者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第4）を補助事業者代表に提出し、その承認を受けなければならない。

(5) 補助事業者代表は、前項の承認をする場合は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業中止（廃止）承認通知書（様式第4-2）により通知するものとする。

(6) 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業遅延等報告書（様式第5）を補助事業者代表に提出し、その指示を受けること。

(7) 補助対象者は、補助対象事業実施年度終了後においても、補助事業者代表が行う交付対象事業の成果等に関する調査に協力すること。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の通知を受けた補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付決定通知日から10日以内にあいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）交付申請取下書（様式第6）を補助事業者代表に提出して取下げを行うこと。

(公表)

第10条 補助事業者代表は、交付決定した補助対象者の事業主体名、所在地（市区町村）、事業名、事業概要等を公表するものとする。

(事業の執行)

第11条 補助対象者は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(事業遂行状況報告)

第12条 補助対象者は、補助事業者代表から補助対象事業の遂行状況について照会があった場合には、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業遂行状況報告書（様式第7）を別に定める日までに補助事業者代表に提出しなければならない。

(事業の遂行等の命令)

第 13 条 補助事業者代表は、補助対象者が提出する前条の報告等により、補助対象者の実施する事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対し、それらに則して補助対象事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業実績報告書（様式第 8）に関係書類を添えて、別に定める日までに補助事業者代表に提出しなければならない。

(額の確定)

第 15 条 補助事業者代表は、前条の規定により補助対象者から実績報告書の提出を受けたときは、書面審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）額の確定通知書（様式第 9）により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第 16 条 補助対象者は、前条の通知を受けた後、起業支援金の交付を受けようとするときは、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）請求書（様式第 10）を補助事業者代表に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 補助事業者代表は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 本交付要領に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為があったとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助対象事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、交付額を確定した後においても適用する。

3 補助事業者代表は、交付決定を取消す場合には、あいち創業支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 11）により、補助対象者に対し速やかに通知するものとする。

(返還)

第 18 条 補助対象者は、前条の規定により、交付決定の取消通知を受けた場合において、既に交付を受けているときは、交付額を補助事業者に返還しなければならない。

2 補助対象者は、第 14 条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により起業支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定し、その金額が実績報告時の金額を上回った場合には、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 12）を補助事業者

代表に提出しなければならない。

- 3 補助事業者代表は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延金)

第 19 条 補助対象者は、前条の規定により交付額の返還を求められたときは、その命令に係る交付額の受領日から納付日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、交付額の返還を求められ、納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

(収益納付)

第 20 条 補助対象期間内に補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じた場合には、交付額を限度として、収益金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(立入検査等)

第 21 条 補助事業者代表は、補助金交付事業の適正を期する必要があるときは、補助対象者に対して報告を求め、及び補助事業者の職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとし、補助対象者は、速やかにこれに応じるものとする。

(経理)

第 22 条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業実施年度の翌年度から 5 年間、保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 23 条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得価額が 1 件あたり 50 万円以上（税抜）の取得財産を処分する場合には、補助対象事業終了後も、当該取得財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める期間を経過している場合を除き、その処分について、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業財産処分承認申請書（様式第 1 3）により補助事業者代表の承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者代表は、前項の承認をする場合は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る補助対象事業財産処分承認通知書（様式第 1 3 - 2）により通知するものとする。

- 4 第 2 項において、取得財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を

県に納付しなければならない。

(事業化状況報告)

第 24 条 補助対象者は、補助対象事業実施年度の翌年度から 5 年間、毎年 2 月末までに当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に係る事業化状況報告書（様式第 1 4）を補助事業者代表に提出しなければならない。

(雑則)

第 25 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は補助事業者代表が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

別記1（第4条関係）

補助対象者、補助対象事業並びに補助金の限度額及び補助率

1. 補助対象者は、以下の要件すべてを満たす者とする。

ア 以下の（1）又は（2）を満たすこと。

（1）新たに起業する場合

2025年4月1日以降、補助対象事業完了日までに、開業の届出を行う個人事業主、若しくは、株式会社等（※1）の設立登記を行い、その代表者となる者

（2）事業承継又は第二創業する場合

補助対象事業完了日までに、開業の届出を行った個人事業主、若しくは、株式会社等の設立登記を行い、その代表となった者であって、2025年4月1日以降、補助対象事業完了日までに、Society5.0（※2）関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継又は第二創業により実施する者

イ 新たに起業する場合は、県内に居住していること、あるいは、補助対象事業完了日までに、県内に居住すること。また、事業継承又は第二創業の場合は、補助対象事業完了日までに、県内で事業を実施すること。（※3）

ウ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。

エ 申請者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力（※4）又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

オ 住民税を滞納していないこと。

カ 中小企業者（※5）であること。ただし、みなし大企業（※6）は除く。

キ その他、起業支援金を交付することについて補助事業者が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

※1 株式会社等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する会社とする。

※2 AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会

※3 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「住民基本台帳法30条の45に規定する区分」の項目が明記された住民票の写しを要する。

※4 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者。

※5 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号第2条）に定める者とする。

※6 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。なお、大企業とは、※5で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。

・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小

企業者。

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

2. 補助対象事業は、上記1の要件を満たす者が行う以下の要件をすべて満たす事業とする。

ア 愛知県における地域課題（※1）の解決を目指して新たに起業、事業承継又は第二創業する社会的事業（※2）であること。

イ ITや新しい技術等（※3）を活用して新市場の開拓・高成長を目指す事業であること。

ウ 県内で実施される事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

カ 補助対象期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能となる場合がある。（別途確認を要する。）

※1 地域課題の分野

- ・生活の安心・安全
- ・生活の利便性向上
- ・子育て支援
- ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上
- ・環境、エネルギー
- ・健康、医療
- ・その他地域の課題と認められるもの

※2 社会的事業の要件（①から③をすべて満たすこと）

①地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

②提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること（事業性）

③地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること（必要性）

※3 起業、事業継承又は第二創業する者の生産性の向上・機会損失の解消や顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。

3. 補助金の限度額及び補助率

補助金の限度額は、25万円以上200万円以下とし、補助率は、2分の1以内とする。

別記2（第5条関係）

補助対象経費

- ・ 人件費
- ・ 店舗等借料
- ・ 設備費
- ・ 原材料費
- ・ 知的財産権等関連経費
- ・ 謝金
- ・ 旅費
- ・ マーケティング調査費
- ・ 広報費
- ・ 外注費
- ・ 委託費
- ・ その他の経費

